○農林水産省告示第二百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年二月二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　鳥取県八頭郡八頭町中字上山根七七二、七八六の一、字肥谷六八〇の一、字八丁五七九、字山根一三六の一、一三六の二、一三七、一三八、字三ヶ口五四七、五四九、五五一、五五二、五六四、五七〇、五七一、字大谷口二三六、二三七、字寺土居八一の一、八二、八五、八七、八九、九〇の一、字床辺六六五、六六八から六七二まで、六七五の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(1)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年二月二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区春野町和泉平字奥青洞六一二・六一三の一・六一三の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、六一三の三、天竜区春野町胡桃平字清水沢六二一の一、天竜区春野町堀之内字青洞一五一九の一、一五一九の三、一五一九の一一、一五三一の一、一五三一の二、一五三一の四、一五三一の六、一五三四の一、一五三四の三、一五三五の一、一五三五の三、一八二二（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(二)　保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区春野町堀之内字明野三七六、三七八の二、三八〇、三八一の一、三八一の五から三八一の七まで、三八三、三八五、三八六、三八七の一、三八七の三、三九七の一、三九七の三、五〇六、五〇七、五〇八の一から五〇八の四まで、五〇九の一、五〇九の四、五一一の一、五一三、五一七、五二〇、字一草五一八、五一九、五二一、字船木七七〇の二、七七三、七七四、八六八から八七〇まで、八七一の一、八八〇、八八四の一の三、八八四の五、字平尾八七三、八七四（次の図に示す部分に限る。）、八七五から八七七まで、八七九、九一〇の四、九一一の二、九一一の三、一一三六（次の図に示す部分に限る。）

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)　保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区春野町堀之内字明野三七六、三七八の二、三八〇、三八一の一、三八一の五から三八一の七まで、三八三、三八五、三八六、三八七の一、三八七の三、三九七の一、三九七の三、五〇六、五〇七、五〇八の一から五〇八の四まで、五〇九の一、五〇九の四、五一一の一、五一三、五一七、五二〇、字一草五一八、五一九、五二一、字船木七七〇の二、七七三、七七四、八六八から八七〇まで、八七一の一、八八〇、八八四の一の三、八八四の五、字平尾八七三、八七四（次の図に示す部分に限る。）、八七五から八七七まで、八七九、九一〇の四、九一一の二、九一一の三、一一三六（次の図に示す部分に限る。）

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省・環境省告示第三号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第四条第一項の規定に基づき、平成二十二年一月二十五日付けをもって次の第一種使用規程の承認をしたので、同法第八条の規定に基づき告示する。

平成二十二年二月二日

農林水産大臣　赤松　広隆

環境大臣　小沢　鋭仁

承認番号　10—46 P—0001

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	バイエルクロップサイエンス株式会社 代表取締役社長　ギャビン　マーチャント 東京都千代田区丸の内一丁目６番５号
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタ（改変*bar*，改変*cry1Ab*，*Gossypium hirsutum* L.）（T304—40，OECD UI：BCS—GH004—7）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	所　在　地：宮崎県宮崎市学園木花台西１丁目１番地 名　　称：国立大学法人宮崎大学・遺伝子組換え植物隔離ほ場（仮称） 使用期間：承認日から平成24年５月31日まで 1　隔離ほ場の施設 (1)　部外者の立入りを防止するため、隔離ほ場を取り囲むようにフェンスを設置している。 (2)　隔離ほ場であること及び管理責任者の氏名を明示した標識を見やすい所に掲げている。 (3)　隔離ほ場で使用した機械、器具、靴等に付着した土、本遺伝子組換えワタの種子等を洗浄によって除去するための洗い場を設置しているとともに、当該ワタの隔離ほ場の外への流出を防止するための設備を排水系統に設置している。 (4)　隔離ほ場周辺には、防風林を設置している。 2　隔離ほ場での作業要領 (1)　本遺伝子組換えワタ及び比較対照のワタ以外の植物が、隔離ほ場内で生育することを最小限に抑える。 (2)　本遺伝子組換えワタを隔離ほ場の外に運搬し、又は保管する場合は、当該ワタが漏出しない構造の容器に入れる。 (3)　(2)により運搬又は保管をする場合を除き、本遺伝子組換えワタの栽培終了後は、当該ワタ及び比較対照のワタを隔離ほ場内で鋤込む等により、確実に不活化する。